

## 1. 誘導施策の設定

まちづくりの方針に基づき設定した、4つの誘導方針のうち、「都市機能」「居住」「公共交通」に関する施策を、誘導施策として展開します。(防災・災害対策は防災指針に位置付けます。)

### 1. 都市機能の誘導方針

高次の都市機能や生活サービス機能の誘導を図る

### 2. 居住の誘導方針

まちのまとまりを維持・形成するための緩やかな誘導を図る

### 3. 公共交通の誘導方針

都市拠点と地域拠点又は生活拠点を結び、地域ニーズに合った公共交通ネットワークを維持・充実する

誘導施策は、上記の3つの誘導方針を実現するための取組として3種類に区分し、居住又は都市機能の緩やかな誘導を図ります。各区域への機能誘導の促進に加え、区域外における都市機能立地を抑制する働きがあります。

	施策の種類	内容
①	都市機能誘導に関する施策	都市機能誘導区域内に施設を誘導するための施策
②	居住誘導に関する施策	居住誘導区域内に居住を緩やかに誘導するための施策
③	公共交通に関する施策	各区域を結ぶネットワークを維持・充実させるための施策

なお、誘導施策は本市独自で展開する施策のほか、国が直接実施する施策や国の支援(都市再生特別措置法の改正に伴い拡充された各種支援措置)で行うもの等があり、これら複数の施策を組み合わせる効果的に展開するものとします。

2. まちづくりの方針、誘導方針、誘導施策体系、目標値の整理

